

一、二級国道の指定基準について

前号ニュースでお知らせしたように、昭和37年5月1日付、政令第184号をもって一、二級国道が大巾に追加指定された。今回指定された国道は、一級国道16路線約2955km、二級国道33路線約3067kmであるが、このほかに、今回の追加指定に際して、全国各地から昇格要望のあった路線は、

一級国道 65路線 実延長 8276km

二級国道 137路線 実延長 8690km

であり、これら路線などの中から指定路線を選定する基準としては次のようなものが考えられた。

一級国道、二級国道追加指定の基準

(1) 一級国道

一級国道の追加指定の基準として次のような条項を考慮して選定した。

- ① 道路法第5条の規定に該当すること。
- ② 原則として当該路線の大部分が現在二級国道であること。
- ③ 次の事項の一に該当すること。
 - ④ 現在一級国道網の密度が人口分布および面積に対していちじるしく希薄な地区の道路網を補なうものであること。
 - ⑤ 前項④にかかわらず北海道においては、網内面積に比較して、一級国道の延長がいちじるしく不足している地区的道路網を補なうものであること。
 - ⑥ 大都市（東京、大阪）の周辺にあって適正な網間隔を構成し、路線値がいちじるしく高くかつ延長がおおよそ100km以上にわたるものであること。
 - ⑦ 隣県の県庁所在地を直結する路線などであって横断線として網構成上妥当なもの。

(2) 二級国道

二級国道の追加指定の基準として次のような条項を考慮して選定した。

- ① 道路法第6条の規定に該当すること。
- ② 原則として当該路線の大部分が現在、主要地方道であること。
- ③ 次の各事項の一に該当すること。
 - ④ 延長およそ100km以上、路線値およそ150以上で網間隔が、他の同等地域と比較して妥当なものであること。
 - ⑤ 延長100km未満のものであっても隣県の県庁所在地を相互に直結するものであること。
 - ⑥ 路線値が150以下であっても現国道網の網間隔がいち

じるしく大きい地区的道路網を補なうものであること。

- ⑦ 路線値がいちじるしく高く、かつ大都市周辺における幹線道路網構成上必要なものであること。
- ちなみに、一、二級国道の今日までの指定経過、法定条件、路線値の積算方法などを示すと次のとおりである。

一級国道、二級国道指定の経過

(1) 一級国道

第一次 40路線（9205km）昭27.12.4 政令第477号
追加 3路線（662km）昭33.9.30 政令第281号

(2) 二級国道

第一次 144路線（14847km）昭28.5.18 政令第96号
追加 7路線（818km）昭31.7.10 政令第231号

一、二級国道の法定条件

(1) 一級国道の法定条件（道路法第5条）

- ① 国道を縦断し、横断しましたは循還して、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網の枢要部分を構成するものであること。
- ② 都道府県庁所在地（北海道は支庁所在地）、その他、政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路であること。
- ③ 政令でその路線を指定したものであること。

(2) 二級国道の法定条件（国道法第6条）

- ① 高速自動車国道および一級国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成するものであること。
- ② 都道府県庁所在地および人口10万以上の市（重要都市と称する）を相互に連絡する道路であること。
- ③ 重要都市と高速自動車国道または一級国道とを連絡する道路であること。
- ④ 特定重要港湾法附則第5項に指定する港湾、建設大臣の指定する重要な飛行場もしくは国際観光上重要な地と高速自動車国道または一級国道と連絡する道路であること。
- ⑤ 二以上の市を連絡して高速自動車国道または一級国道に達する道路であること。
- ⑥ 政令でその路線を指定したものであること。

路線値の説明

- ① 沿線市町村人口数のキロ当たり数値
- ② 沿線市町村工業生産額のキロ当たり数値
- ③ その路線の平均交通量を算出し、各要素についてそれぞれ一定値をとして求めた指標である。

【資料提供 建設省道路局】

土木学会事務局職員募集

学会事務の増大にともない37年度より事務局の拡充をはかることが当面の急務となって参りました。とくに総務、編集関係の職員を次の要領で募集いたしますから会員各位の御協力を切望いたします。

記

募集人員：男子2名（総務1名、編集1名）、年令20才前後（高校または短大卒程度）
給与：公務員給与に準ずる。

募集要項：履歴書を37年7月15日まで土木学会事務局総務課あて御送り下さい（新宿区四谷一丁目）試験日は追って通知いたします。

備考：夜間通学も考慮します。